

射水市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月20日

射水市長 夏野元志

射水市条例第34号

射水市下水道条例の一部を改正する条例

射水市下水道条例（平成17年射水市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の氏名」を「排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第11条第1項第1号中「が1人以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第12条第1項中「専属させ」を「選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第20条第1項第5号中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、同項第42号中「第6条第4項」を「第6条第5項」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項第42号の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。